

# 困ったときはご利用ください!! 病児病後児保育施設 わらべ保育室

西本町二丁目12番9号

わらべ保育室は「子どもが病気になる(けがをした)けど、どうしても仕事を休めない」などといった場合に、一時的に児童を預かります。

※利用には事前登録(無料)が必要です。

## 開所日時

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)  
8時30分～18時

## 利用料金

▼日額 2千円

▼所得税非課税世帯 日額 千円

▼生活保護・市民税非課税世帯 無料

※兄弟などで同時利用の場合、二人目以降は半額になります。

※利用に当たり、隣接する庄原こどもクリニックでの受診が必要です。診察にかかる費用が別に必要になります。

また、利用中の児童の体調によっては、診察が必要と判断し、受診することがあります。

## 利用できる児童

市内に居住する生後6カ月から小学6年生までの児童で、市が指定した医師(庄原こどもクリニック医師)の診察を受け、わらべ保育室の利用ができること判断された児童です。

## 対象となる病気

①感冒、消化不良症などの日常的にか

かる疾患

②喘息などの慢性疾患

③水痘(みずぼうそう)、風疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)などの感染性疾患

④骨折などの外傷性疾患 など

## 利用の手順

①事前登録：あらかじめ登録用紙を児童福祉課またはわらべ保育室に提出してください。

②予約：わらべ保育室に電話で予約してください。

※受け付けは利用前日の8時30分～18時または当日の8時30分～11時

③受診：隣接する庄原こどもクリニックで受診し、「医師連絡票」を受け取ってください。

④利用申請・入室：持参物(昼食、飲み物、おやつ、着替え・おむつなど)を用意し、わらべ保育室で利用申請書を記入してから利用してください。

⑤利用料金の支払い：後日、児童福祉課から送付する納入通知書(納付書)により、お近くの金融機関などでお支払いください。

## 問い合わせ

わらべ保育室

☎0824・74・6770 (FAX兼)

児童福祉課児童福祉係

☎0824・73・1192



## 安心・安全な毎日のために

庄原消防署 ☎0824・72・9911  
東城消防署 ☎08477・2・4005

平成31年全国山火事予防運動統一標語  
『忘れられない 豊かな森と 火の怖さ』



## 山火事に注意しましょう!

空気が乾燥している今の時期は、枯れ葉や枯れ枝が多く、下草も枯れていることから、山火事発生の危険性が非常に高くなります。

火災の発生原因の第一位は「たき火」です。刈り取った草の焼却や虫焼き火から火災が発生し、建物などに延焼することもあります。

山火事は、いったん発生すると容易に消火することができず、大切な森の緑を一瞬にして奪います。

## 次のことに注意して山火事を防ぎましょう!

▼風の強い日や乾燥した日は、周囲へ燃え広がる恐れのある場所で火を使用しない。

▼草焼きなどを行う際には2人以上で行い、必ず水バケツなどの消火用具を準備する。

▼焼却作業中はその場を離れず、作業後は完全に消火する。

▼たばこの火は必ず消し、吸い殻は投げ捨てない。



## 住宅防火 命を守る7つのポイント

- 【3つの習慣】
- ▼寝たばこは絶対やめる。
- ▼ストーブは燃えやすいものから離す。
- ▼ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- 【4つの対策】
- ▼逃げ遅れ防止のため、住宅用火災警報器を設置する。
- ▼初期消火のため、住宅用火災警報器などを設置する。
- ▼寝具、カーテンなどを防炎品にする。
- ▼お年寄りや体の不自由な人を守るため、隣近所で協力的体制をつくる。

草焼きなどを行う際は、火災と間違わないように、事前に近くの消防署または出張所へ「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書」を提出してください。(ごみ焼きは県条例違反です。)

(届出書は、備北地区消防組合のホームページから印刷することができます。)

★ホームページ  
<http://www.119-bihoku.jp/>

